

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年5月30日

【会社名】 株式会社パル

【英訳名】 P A L C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 隆太

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜三丁目5番29号

【電話番号】 06-6227-0308

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 宇都宮 幸雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北浜三丁目5番29号

【電話番号】 06-6227-0308

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 宇都宮 幸雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金65円 総額 1,539,948,830円

ロ 効力発生日

平成28年5月26日

第2号議案 持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

当社は、より一層の経営のスピード化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定したことから、第3号議案「定款一部変更」の承認及び吸収分割契約の効力発生を条件として、平成28年9月1日（予定）をもって、当社の営む衣料・雑貨事業を当社の100%子会社である株式会社パル分割準備会社（同日をもって、「株式会社パル」に商号変更予定）に、吸収分割の方法により承継させるものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

当社は、第2号議案の「持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」のとおり、平成28年9月1日（予定）をもって、衣料・雑貨事業を吸収分割の方法により、当社100%子会社に承継させ、持株会社となります。このため、従前の事業持株会社から持株会社へと経営組織を変更することに伴い、商号及び事業目的並びにその他文言を変更するものであり、併せて、平成28年9月1日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

第4号議案 取締役8名選任の件

井上英隆、井上隆太、松尾 勇、有光靖治、小路順一、大谷和正、児島宏文及び樋口久幸の8名を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

若杉洋一を監査役に選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

小川憲久を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	198,496	11	10	(注)1	可決 (99.98)
第2号議案 持株会社化に伴う当 社子会社との吸収分 割契約承認の件	198,504	14	10	(注)2	可決 (99.98)
第3号議案 定款一部変更の件	198,505	13	10	(注)2	可決 (99.98)
第4号議案 取締役8名選任の件					
井上英隆	177,408	21,109	10		可決 (89.36)
井上隆太	178,753	19,764	10		可決 (90.03)

松尾 勇	197,366	1,152	10	(注) 3	可決 (99.41)
有光 靖治	197,358	1,160	10		可決 (99.41)
小路 順一	197,366	1,152	10		可決 (99.41)
大谷 和正	197,366	1,152	10		可決 (99.41)
児島 宏文	197,353	1,165	10		可決 (99.40)
樋口 久幸	187,815	10,703	10		可決 (94.60)
第5号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
若杉 洋一	143,167	55,350	10		可決 (72.11)
第6号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注) 3	
小川 憲久	198,489	29	10		可決 (99.98)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。